



平成 27 年 3 月 18 日

各 位

会社名 株式会社ドクターシーラボ  
代表者名 代表取締役社長 石原智美  
(コード番号4924 東証第一部)  
問合せ先 取締役財務部長 小杉裕之  
電話番号 03-6419-2500

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 18 日付けの取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識し、事業成長による企業価値の長期的かつ持続的な向上、積極的な配当及び機動的な自己株式の取得等による利益還元水準の向上に努めてまいりました。株主の皆様に対する利益還元を更に強化するため、連結配当性向目標を平成 23 年 7 月期以降は 30%、平成 25 年 7 月期以降は 35%と設定するなど、経営基盤の強化による安定配当を基本としつつ、更なる事業成長を企図した経営を推進した結果、平成 26 年 7 月期においては、1 株あたり年間配当 81 円、連結配当性向 44.0%を達成しております。また、平成 26 年 7 月期を始期とする中期計画では、自己資本当期純利益率（ROE）の向上を目標の一つとして掲げ、効率的な経営を志向してまいりました。

かかる状況の下、経営環境の変化に対応した柔軟かつ機動的な資本政策の遂行、上記の ROE の向上を目的としつつ、さらに、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないことを勘案した結果、平成 26 年 12 月 12 日より、市場買付けの方法による自己株式の取得を実施してまいりました。しかしながら、本来の想定よりも、大幅な当社普通株式の株価上昇が生じたため、順調な買付けができない状況が続き、当初計画していた規模での取得を達成することが困難となりました。

そこで、平成 27 年 1 月下旬頃、当社の筆頭株主である株式会社 C I C（以下「C I C」といいます。本日現在の保有株式数は 8,050,000 株であり、当該株式数は当社の発行済株式総数（25,427,300 株）に対する割合（以下「保有割合」といいます。）にして 31.66%（小数点以下第三位を四捨五入。以下保有割合の計算において同じ。）に相当します。）に対して、その保有する株式の一部につき、市場価格に対して一定のディスカウント率を付与した価格での当社への売却を打診したところ、C I C より、当該売却につき検討する旨の連絡を受けました。C I C は、当社取締役会長である城野親徳の出資比率が 100.0%の資産管理業務を主要な事業とする会社であり、当社取締役会長である城野親徳は、C I C の代表取締役を兼務しております。

また、自己株式取得の具体的方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの方法が最も適切であると判断いたしました。

本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本買付け価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、C I C に対して打診したとおり、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

上記検討を踏まえ、平成 27 年 2 月中旬に、当社の普通株式の市場価格からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について C I C に打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付けの市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、本買付価格について検討してまいりました。平成 27 年 3 月初めから、当社は、C I C との間で、直近の業績を反映していると考えられる本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 3 月 17 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値を基準として一定のディスカウントを行った金額を本買付価格とすることで協議を開始し、平成 27 年 3 月 17 日に、同日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 4,525 円に対して 11.60%（小数点以下第三位を四捨五入。以下ディスカウント率の計算において同じ。）のディスカウント率を適用した 4,000 円を本買付価格として C I C に提示いたしました。その結果、C I C より、当社が上記条件にて公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式 8,050,000 株（保有割合にして 31.66%）の一部である 1,250,000 株（保有割合にして 4.92%）について、本公開買付けに対して応募する旨の意向が表明されました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと並びにその具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを、平成 27 年 3 月 18 日付けの当社取締役会において決議いたしました。

また、本公開買付けにおける買付予定数については、C I C が本公開買付けに応募する当社普通株式と同数の 1,250,000 株（保有割合にして 4.92%）を上限としております。なお、本公開買付けに要する資金につきましては、その全額を自己資金により充当する予定です。平成 27 年 1 月末現在における当社連結ベースの現預金は約 153 億円であり、本公開買付けの買付資金として約 50 億円を充当した後も、十分な現預金が確保でき、更に、事業から生み出されるキャッシュ・フローにより内部留保及び手元資金も安定的に積み上がることで、当社の財務の健全性及び安全性は確保されるものと考えております。

なお、当社取締役会長である城野親徳は、C I C の代表取締役を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、本公開買付けに関する利益相反を回避し取引の公正を期する観点から、当社と C I C との事前の協議には C I C の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、また、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

また、C I C より、本公開買付けに応募しない当社普通株式（6,800,000 株、保有割合にして 26.74%）については、現時点において、継続して保有する方針であるとの説明を受けております。なお、本公開買付けにおいて、応募株券等の総数が買付予定数を上回った場合にはあん分比例となり、当社は C I C が応募する旨の意向を表明している当社普通株式 1,250,000 株のうちの一部を取得することとなりますが、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった株式についても、現時点において、継続して保有する方針であるとの説明を受けております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、現時点では未定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	1,250,100 株	5,000,400,000 円

(注 1) 発行済株式総数 25,427,300 株

(注 2) 発行済株式総数に対する割合 4.92%

(注 3) 取得する期間 平成 27 年 3 月 19 日から平成 27 年 5 月 29 日まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

### 3. 買付け等の概要

#### (1) 日程等

① 取締役会決議	平成 27 年 3 月 18 日 (水曜日)
② 公開買付開始公告日	平成 27 年 3 月 19 日 (木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
③ 公開買付届出書提出日	平成 27 年 3 月 19 日 (木曜日)
④ 買付け等の期間	平成 27 年 3 月 19 日 (木曜日) から 平成 27 年 4 月 15 日 (水曜日) まで (20 営業日)

#### (2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、4,000 円

#### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

当社は、本買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動についても考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの取締役会決議日である平成 27 年 3 月 18 日の前営業日 (平成 27 年 3 月 17 日) の当社普通株式の終値 4,525 円、同年 3 月 17 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 (小数点以下を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じ。) 4,179 円、及び同年 3 月 17 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 4,074 円を参考にいたしました。

一方で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、平成 27 年 2 月中旬に、当社の普通株式の市場価格からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について C I C に打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、本買付価格について検討してまいりました。平成 27 年 3 月初めから、当社は、C I C との間で、直近の業績を反映していると考えられる本公開買付けの取締役会決議日の前営業日 (平成 27 年 3 月 17 日) の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値を基準として一定のディスカウントを行った金額を本買付価格とすることで協議を開始し、平成 27 年 3 月 17 日に、同日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 4,525 円に対して 11.60% のディスカウント率を適用した 4,000 円を本買付価格として C I C に提示いたしました。その結果、C I C より、当社が上記条件にて公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式 8,050,000 株 (保有割合にして 31.66%) の一部である 1,250,000 株 (保有割合にして 4.92%) について、本公開買付けに対して応募する旨の意向が表明されました。

なお、本買付価格である 4,000 円は、本公開買付けの取締役会決議日である平成 27 年 3 月 18 日の前営業日 (同年 3 月 17 日) の当社普通株式の終値 4,525 円から 11.60%、同年 3 月 17 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 4,179 円から 4.28%、同年 3 月 17 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 4,074 円から 1.82%、それぞれディスカウントし

た金額になります。

## ② 算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識し、事業成長による企業価値の長期的かつ持続的な向上、積極的な配当及び機動的な自己株式の取得等による利益還元水準の向上に努めてまいりました。株主の皆様に対する利益還元を更に強化するため、連結配当性向目標を平成 23 年 7 月期以降は 30%、平成 25 年 7 月期以降は 35%と設定するなど、経営基盤の強化による安定配当を基本としつつ、更なる事業成長を企図した経営を推進した結果、平成 26 年 7 月期においては、1 株あたり年間配当 81 円、連結配当性向 44.0%を達成しております。また、平成 26 年 7 月期を始期とする中期計画では、自己資本当期純利益率（ROE）の向上を目標の一つとして掲げ、効率的な経営を志向してまいりました。

かかる状況の下、経営環境の変化に対応した柔軟かつ機動的な資本政策の遂行、上記の ROE の向上を目的としつつ、さらに、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないことを勘案した結果、平成 26 年 12 月 12 日より、市場買付けの方法による自己株式の取得を実施してまいりました。しかしながら、本来の想定よりも、大幅な当社普通株式の株価上昇が生じたため、順調な買付けができない状況が続き、当初計画していた規模での取得を達成することが困難となりました。

そこで、平成 27 年 1 月下旬頃、当社の筆頭株主である C I C に対して、その保有する株式の一部につき、市場価格に対して一定のディスカウント率を付与した価格での当社への売却を打診したところ、C I C より、当該売却につき検討する旨の連絡を受けました。

また、自己株式取得の具体的方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの方法が最も適切であると判断いたしました。

本公開買付けにおける本買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

上記検討を踏まえ、平成 27 年 2 月中旬に、当社の普通株式の市場価格からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について C I C に打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、本買付価格について検討してまいりました。平成 27 年 3 月初めから、当社は、C I C との間で、直近の業績を反映していると考えられる本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 3 月 17 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値を基準として一定のディスカウントを行った金額を本買付価格とすることで協議を開始し、平成 27 年 3 月 17 日に、同日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 4,525 円に対して 11.60%のディスカウント率を適用した 4,000 円を本買付価格として C I C に提示いたしました。その結果、C I C より、当社が上記条件にて公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式 8,050,000 株（保有割合にして 31.66%）の一部である 1,250,000 株（保有割合にして 4.92%）について、本公開買付けに対して応募する旨の意向が表明されました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと並びにその具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、また、本買付価格は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 3 月 17 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 4,525 円に対して 11.60%のディスカウント率を適用した 4,000 円とすることを、平成 27 年 3 月 18 日付けの当社取締役会において決議いたしました。

#### (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,250,000株	一株	1,250,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(1,250,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(1,250,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

#### (5) 買付け等に要する資金

5,048,000,000円

(注) 買付予定数(1,250,000株)を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他の費用(本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用)の見積額を合計したものです。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
(公開買付け代理人)  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日  
平成27年5月13日(水曜日)

#### ③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)

(外国の居住者であり、公開買付け代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合はその常任代理人の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※ 税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i) 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付け者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付け者の1株当たりの資本金等の額を

上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません)。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ)応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii)法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

## (7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

- ② 当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、当社の筆頭株主であるC I Cより、その保有する当社普通株式 8,050,000 株（保有割合にして 31.66%）の一部である 1,250,000 株（保有割合にして 4.92%）について、本公開買付けに対して応募する旨の意向が表明されております。

なお、当社は、C I Cより、本公開買付けに応募しない当社普通株式（6,800,000 株、保有割合にして 26.74%）については、現時点において、継続して保有する方針であるとの説明を受けております。また、本公開買付けにおいて、応募株券等の総数が買付予定数を上回った場合にはあん分比例となり、当社はC I Cが応募する旨の意向を表明している当社普通株式 1,250,000 株のうちの一部を取得することとなりますが、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった株式についても、現時点において、継続して保有する方針であるとの説明を受けております。

（ご参考）平成 27 年 2 月 28 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	24,842,962 株
自己株式数	584,338 株

以 上